

税務・財務情報 第3004号

それって本当に贈与ですか？

名義預金について

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

それって本当に贈与ですか？ 名義預金について

1 はじめに

平成 27 年度の税制改正により相続税の基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象者が増加しました。相続開始日時点の被相続人名義の財産が基礎控除以下であっても、家族名義の財産や生前の預金引き出しが相続財産に該当し申告義務が生じることも考えられます。

相続税の税務調査において、申告漏れが最も多いのは金融財産（現預金及び有価証券）です。申告漏れの財産内訳をみると、土地が 11.8%であるのに対し金融資産の割合は 49.6%となっています。（国税庁HP 平成 28 事務年度 相続税の調査状況について）

なぜ金融資産の申告漏れが指摘されるのでしょうか？被相続人名義の貯金が単純に漏れていたという場合もありますが、多くは、家族名義の財産が、実質的には被相続人のものとされるからです。今回は名義預金について事例を交えてお伝えしたいと思います。

2 名義預金とは？

名義預金とは、形式的には被相続人の配偶者や子などの親族名義で預金をしていますが、実質的には被相続人のもので、親族の名を借りているのに過ぎない預金のことをいいます。

税務調査の現場では、名義人である相続人は「すでに贈与されたものであるから、名義人である自分のものであって被相続人の財産でない」と主張します。調査官は「被相続人は名義を借りただけで、実質的に管理していたのは被相続人であるから、これは相続財産である」という見解を述べます。名義預金は税務調査で多く指摘される事案です。

家族名義の預金が被相続人に帰属する財産となるのか、名義人に帰属する財産となるのかといった判断の基準は何でしょうか？

3 名義預金に該当するかの判断

1. 財産の資金源は誰か

資金源を被相続人が拠出した場合、贈与の事実がなければ名義を借用しただけとみなされ、実質的に被相続人に帰属します。

①原資が被相続人のものであるか

[事例] 平成 3 年 1 月 18 日判決

孫名義の定期預金の作成日（昭和 52 年 12 月 19 日）と近い時点（昭和 52 年 12 月 8 日）で被相続人が土地を売却していることから、資金源はその売却代金であると認められ、また被相続人の定期預金も同時に作成されていることから管理・運用の意思決定も被相続人が行っていたものとされています。

②名義人に財産を有するだけの所得があったか

〔事例〕 昭和61年10月判決

定期積金の毎月の積立額が20万円であるのに対し、名義人の平均月収が18万円である場合、収入を上回る額を毎月積み立てることは、定期積金の設定前にすでにかんりの貯金があるなどの特段の事情がない限り、不可能と判断されています。

2. 生前贈与がなされたものか

相続税の節税を目的として毎年継続して贈与が行われるケースがあります。そのような贈与を継続的に行う場合、受贈者名義の預金口座に入金したり、定期預金証書を作成する場合がありますが、この受け入れ口座を贈与者が開設し、管理している場合は贈与と認められず、名義預金として扱われます。

贈与契約は、自分の持っているものを「タダであげる」といい、相手方が「受け取ります」と言って成立するものなので、どちらかが知らないというのであれば贈与とみなされません。

〔事例〕 名古屋地裁 平成2年3月判決

被相続人が子供名義を使って預金の積立をしていたものの、通帳を全て被相続人の自宅で保管し、自らが銀行印として用いるのと同じ印鑑を使い、管理及び運用をしていたのは被相続人であったため、被相続人の財産とされています。

3. その財産の管理及び運用を誰がしていたか

ある財産がその名義人に帰属するというためには、その名義人が財産を管理及び運用をしていなければなりません。管理運用の判断ポイントは以下の通りです。

管理 証書やキャッシュカードを誰が、どこに保管していたか

金融機関における登録印鑑は誰が保有しているか

預金の出し入れはどこで誰が行っているか

金融機関からの郵便物は誰が確認していたか

運用 投資信託、株式の説明は誰が聞いていたか

商品の組み替えは誰が行っていたか

金融機関の担当者とは誰がやりとりしていたか

〔事例〕

相続の際に 子供名義の定期預金があることがわかりました。証書は被相続人の通帳と一緒に自宅の金庫に保管されていました。名義や登録住所が旧姓、旧住所のままになっていました。

4. 財産から生じる利益をだれが享受していたか

名義預金の帰属の判断は、上記のことを総合考慮して判断するものとされています。

[事例] 東京地裁 平成 20 年判決

資金源は被相続人の資金ですが、妻名義の定期預金において発生する利息が、妻固有の普通預金口座に入金されていたとしても、元本も妻固有のものとはならず、定期預金自体は被相続人に帰属する財産になるとされています。

4 誤りやすい事例

1. 贈与の申告をしていれば 贈与が成立したといえるのか

贈与の事実があったかどうかの判断にあたって、贈与税の申告は一つの証拠と認められますが、贈与税の申告をしていたことのみをもって贈与があったと認められるわけはありません。あくまで具体的な事実を総合勘案して判断されます。

2. 妻が専業主婦であった場合、生活余剰金（へそくり）は名義預金か

夫婦間において、夫の給与で生活費をまかない、生活費の余剰を妻名義の預金として貯金しておくことは一般的に行われています。しかし、日々の生活費の受け渡しが贈与契約を意味して増与されたものといえないことから、妻固有の財産とは認められません。

5 名義預金とならないために

上記のようなリスクを避けるために

- ・ 贈与契約書を作成する。 ・ 贈与契約書について公証人役場で確定日付をとる
- ・ 贈与税申告をする ・ 現預金の受け渡しの証拠を残す（受贈者の口座に入金する）

といった対策が考えられます。

6 終わりに

民法ではいわゆる「内助の功」を認めておらず、財産や所得はすべて本人のものであるとされます。

一方、相続税や贈与税の課税上、財産は名義人のものでなく、もともと誰のもので、その後の管理運用の意思決定者は誰であったかという点で判断されます。

名義預金と判断された場合、過大な税額が生じるばかりではありません。相続税では他の相続人の税額まで増加することになるため、家族関係の悪化という事態も起こしかねません。

また、仮装隠ぺいとみなされた場合、重加算税の対象となり追徴税額の 35%もの税金が課されます。

贈与は相続税の生前対策として、非常に有効な対策です。誤った認識で贈与を続けていて、税務調査で否認され相続税の課税対象にならないようご注意ください。

ご不明な点は、弊社担当者にお問い合わせください。